

傷害特約保険料の会社負担額

Q : 当社では役員を被保険者とする生命保険に加入していますが、このたび役員を受取人とする傷害特約を付けることにし、その保険料を会社が負担することにしました。この保険料の税務上の取扱いはどうなりますか。

A : ご質問の傷害特約保険料は、役員に対する給与として取り扱われます。

【解説】

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む）を被保険者とする傷害特約の保険料を支払った場合には、次のように取り扱われます。

(1) 給付金の受取人が法人の場合

その保険料は、期間の経過に応じて損金となります。

(2) 給付金の受取人が従業員の場合

① 役員又は特定の使用人のみを給付金の受取人としている場合

その保険料は、その役員又は使用人に対する給与とされます。

② 上記以外の場合（従業員の全員を加入させている場合等）

その保険料は、期間の経過に応じて損金となります。

貴社の場合には、役員を受取人としているということですから、その役員に対する給与（役員報酬）となりますので、所得税の源泉徴収が必要です。また、役員報酬の額が適正額を超える場合には、その超える部分の金額は損金となりませんから注意してください。

